

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年6月1日

-209号-

消費生活トラブル情報

注目!

## 冠婚葬祭互助会の解約トラブル

相談事例



冠婚葬祭互助会の契約で、積立てを完納している。解約して、生命保険のように満期金を受け取ろうと思っていたら、全額返金でないどころか解約手数料を請求された。不満に思うが、手数料を支払わなければならないだろうか？

アドバイス



冠婚葬祭互助会は、会員になって一定期間に一定額を前払いの形で積み立てると、結婚式や葬式を挙げる際に、契約に沿った内容のサービスを受けられるシステムです。会員が希望すれば自由に解約できますが、銀行等の預貯金や生命保険の満期金とは異なるので、掛金の全額が返金される訳ではありません。契約したサービスを受けずに解約する場合は、契約時の約款に定められた解約手数料が差し引かれます。サービスの内容、掛金を適用できる範囲と条件、解約と解約手数料等について約款をよく読み、分からないことは必ず事業者に聞き、書類に残すようにしましょう。困った時は、消費生活センターに御相談ください。

参照先：埼玉県消費生活センターHP：<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/qanda/qanda-140805.html>

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 注意情報

# 「山口県振り込め詐欺相談センター」 をかたる不審電話に注意！

### 事例紹介

○「山口県振り込め詐欺相談センター」と名乗るところから、「あなたの個人情報が入った3つの会社に漏れています。あなたの名前を削除できます。無料です。」と電話があり、その後、「〇社だけ名前の削除ができません。対応できる者を紹介します。」と言われた。



### 注意点

○「山口県振り込め詐欺相談センター」は**存在しません**！  
その後の展開として、あなたの名前を貸して⇒あなたの名前が悪用された⇒損害が発生したので弁償しろ！  
といった展開が予想されます。

※警察や身近な方、消費生活センター等へご相談ください！

参照先:山口県警察本部「防犯情報」

## お知らせ 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



**山口県消費生活センター** TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

**相談受付時間** [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

**まなべる利用時間** [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



## 来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



### ○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

### ○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

### ○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。